

農業制度資金の概要

機械や家畜を想买いとき、新しい技術を取り入れたいとき、農地を想买いときなど、農業を営む人たちをバックアップする低利な融資制度のうち主なものを紹介します。制度資金の借入資格や条件等については、代表的な事項のみを載せています。

施設の設置、農機具・家畜等の購入など経営改善のための資金

(貸付利率は令和6年4月18日現在)

資金名(融資機関)	対象者	資金用途	融資率及び 限度額	償還期間	貸付利率
農業近代化資金 (農協、銀行等) ※	農業経営の改善を 図ろうとする 農業者	農業建築物の改良・造成・取得	認定農業者 100%	15年以内	0.55~0.95 金利負担軽減特例、 TPP等関連は当初5年間無 利子
		農業用機械器具類の改良・取得			
農業経営基盤 強化資金 (農協、銀行、 日本政策金融公庫等)	農業経営の改善を 図ろうとする 認定農業者	農地等の取得	100% (個人 3億円) (法人 10億円)	25年以内	0.55~1.10 中心経営体等は 当初5年間無利子
		農業施設・機械等の改良・造成・取得等			
農業改良資金 (農協、銀行、 日本政策金融公庫等)	新部門の開始・新技術の導入等を行おうとする農業者	新たな農業部門の経営開始 新たな加工事業の経営開始 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式・販売方式の導入など	・エコファーマー(導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入する方) ・六次産業化法や農商工連携促進法の認定を受けた方等 100% (個人 5000万円) (法人 1億5000万円)	12年以内	無利子
経営体育成強化資金 (農協、銀行、 日本政策金融公庫等)	農業経営の改善を 図ろうとする 認定農業者以外の方	農地等の取得 農業施設・機械等の改良・造成・取得等 家畜・果樹等の導入	80% (個人 1億5,000万円) (法人 5億円)	25年以内	1.10

・認定農業者: 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者

新規就農のための資金

資金名(融資機関)	対象者	資金用途	融資率及び 限度額	償還 期間	貸付 利率
青年等就農資金 (日本政策金融公庫 等)	新たに就農しようとする青年等で青年等就農計画の認定を受けた方	農業経営を開始する際の機械の導入、施設の設置等に必要な経費	100% (3,700万円) (特認 1億円)	17年 以内	無利子
農業経営開始資金 (農協、銀行等) ※	定年等により就農・帰農しようとする方・新たに農業分野に参入しようとする法人等	同上	80% (個人 200万円) (法人 1,000万円)	7年 以内	1.10

負債整理のための資金

資金名(融資機関)	借換対象資金	限度額	償還期間	貸付利率
農業経営負担軽減支援資金 (農協、銀行等) ※	①営農に関わるプロパー資金 ②貸付利率が5%を超える制度資金	借換対象資金の残高	10年以内	1.10
経営体育成強化資金(農協、銀行、日本政策金融公庫等)	既往借入制度資金等に係る負債	経営改善計画期間中5年間の負債の支払金合計	25年以内	1.10

(留意事項)

- 資金貸付利率は、令和6年4月18日から適用するものです。最新の貸付利率は融資機関へお問い合わせください。
- 償還期間は各資金における最長の期間を掲載しています。資金用途によっては償還期間が短くなる場合があります。
- ここに記載した資金の他に、短期運転資金、用排水路の改良等生産基盤を対象にした資金等各種資金もあります。詳細は農協、銀行、日本政策金融公庫等融資機関、市町村農業担当課、地域振興局農業農村支援センターへご相談ください。
- 制度資金の借入には、融資機関等による審査があります。資金ご利用の際はお近くの融資機関へお問い合わせください。
- ※印の資金は県の利子補給承認が必要です。県の利子補給承認前に工事の開始、機器の納品等を行うことはできません。